

静岡県行政書士会建設業委員会研修会（7月26日開催）質疑応答

Q. 建築一式工事で請負うことができる解体工事はどの程度か確認したい。

A. 金額、工期、作業内容等から、総合的に企画、指導及び調整が必要と判断される解体工事が建築一式工事に該当すると考えられるが、ケース・バイ・ケースで判断すると言わざるを得ない。ただし、下請工事は一式工事として原則認めていない。

補足：具体例①：個人宅の建て替えに伴う解体工事(新築工事までを請負う)

具体例②：大規模なビルを徐々に低層化させる解体工事

Q. 登録解体工事試験の開始状況について確認したい。

A. 現段階では確認できない。情報を入手次第公表する。

補足：8月1日付けの官報で、公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士試験（過去の合格者を含む）が解体工事の主任技術者に認められた(有資格コードは60を使用する)。また公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する講習が、登録解体工事講習として認められた。

9月29日付けの官報で、一般財団法人全国建設研修センターが実施する講習が、登録解体工事講習として認められた。(詳細については建設業のひろば参照)。

Q. 経営事項審査において解体工事分を切り分けて工事経歴書を作成する場合、切り分けるべき工事（上位10件）に解体工事が含まれないときには、その他工事（経歴に登載されていない工事）から工事を引き出して登載する必要があるのか確認したい。

A. 内部で検討して回答する。

補足：平成28年度経営事項審査申請要領P67～の工事経歴書の記入方法により作成願いたい。(契約書等の取扱いについては、「別冊」(増補版)のP10を参照のこと。)

Q. 6月以降解体工事業の許可を受けずに、とび・土工工事業の許可で解体工事を行った場合、売り上げの計上はどうなるのか。

A. その他工事に計上することとなる。経営事項審査に提出する工事経歴書においては「その他(解体工事分)」と記載して、経営事項審査の完成工事高に計上することとなる。

補足：別紙一の完成工事高は「とび・土工・コンクリート工事」＋「その他

工事（解体工事）」＝「とび・土工・コンクリート工事（経過措置）」と記載する。

Q. とび・土工工事業と解体工事業の許可を両方有し、解体工事業だけ経営事項審査を受ける場合、とび・土工工事業の欄を記入する必要があるか。

A. 必要ない。

補足：ただし、「とび・土工・コンクリート工事（経過措置）」欄の記載は必要。（従来どおり、経営事項審査を受審しない業種＝「とび・土工・コンクリート工事」については「その他工事」欄に記載することとなる。）

Q. とび・土工工事業を営む者が解体工事業を取得する場合、経營業務の管理責任者は「イ」該当となるが、今後の更新でも同じか。

A. この取扱いについては経過措置がないため、今後も同じ取り扱いで構わない。

補足：旧とび・土工工事の経營業務経験が5年以上であれば、解体工事業について「イ」該当として扱う。

Q. 今後、従前取得した解体工事施工技士試験の合格が解体工事業の資格となるのか。

A. 現段階では確認できない。情報を入手次第公表する。

補足：8月1日付けの官報で公益社団法人全国解体工事業団体連合会が実施する解体工事施工技士試験（過去の合格者を含む）が解体工事の主任技術者に認められた。